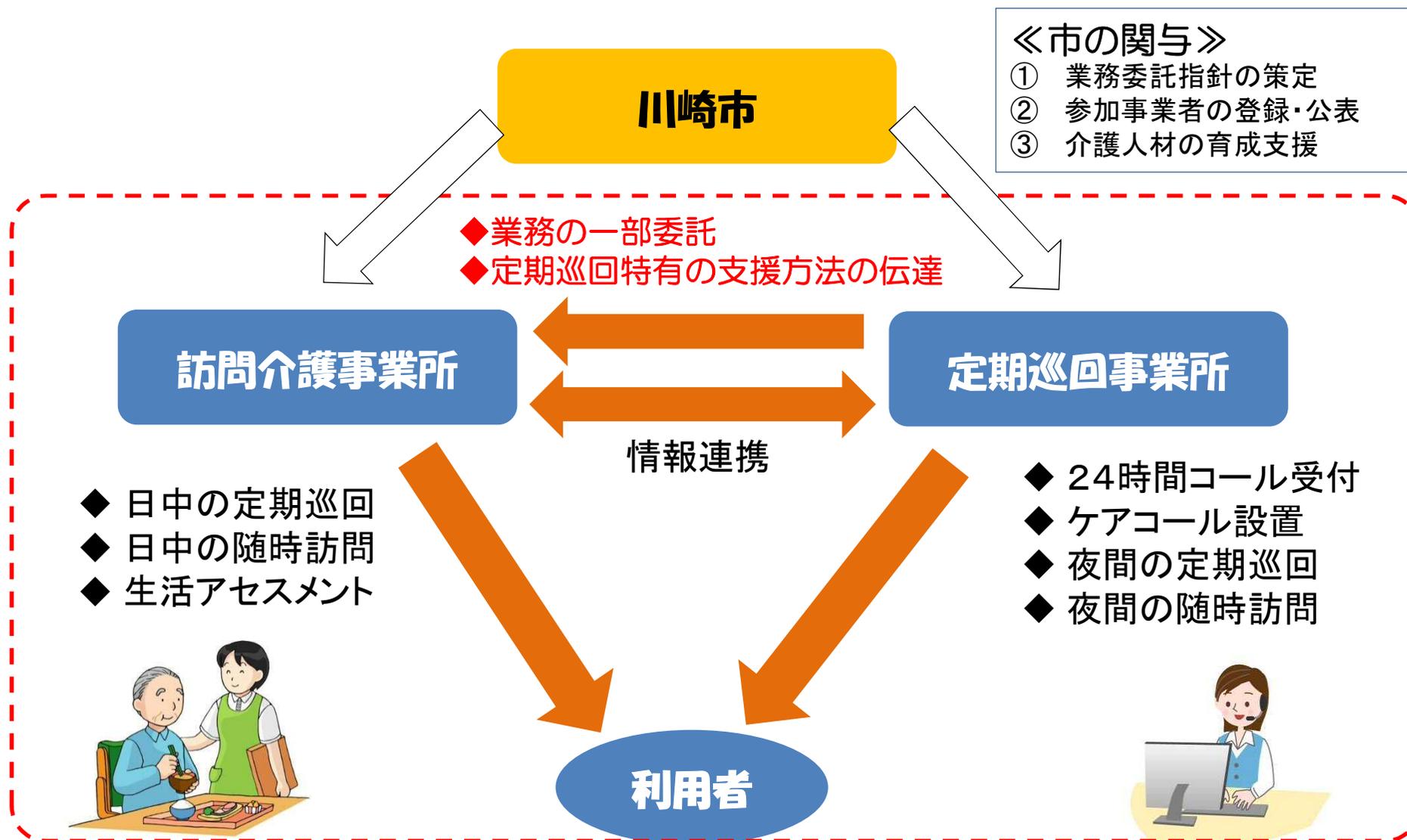


地域連携型サービスとは

訪問介護事業所が定期巡回事業所と委託契約を結び、定期巡回・随時対応型サービスとして日中の支援等を行うサービス形態です。



【参考】業務の一部委託に関する条例上の規定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の業務については、一定の条件を満たした場合に、外部の訪問介護事業者等に委託することが可能となります。(基準条例 第33条第2項)

《要件》

- ① 適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制が構築されていること
- ② 他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営が見込まれること
- ③ 利用者の処遇に支障がないこと
- ④ 市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内であること

《委託できる範囲》

定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部(全部は×)

導入を検討した理由

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の伸び悩み
- ② 訪問介護のサービス提供上の制約の多さによって、柔軟なケアが難しくなるケースの発生

★定期巡回サービスの課題★

利用者が伸び悩んでいる理由については、国の介護保険部会等でも盛んに取り上げられており、市が事業所にヒアリングを行った結果等を踏まえて、課題を以下のように整理しました。

《主な課題》

- ① 従来の訪問介護と競合関係にあり、サービス間の利用切り替えが困難
- ② 事業所数が少ないため1事業所あたりのサービス提供エリアが広くなり、移動時間のロスなどが発生
- ③ 介護スタッフの確保が難しく、1事業所で対応できる件数が少ない
- ④ 連携可能な訪問看護ステーションが少ない
- ⑤ サービス利用に適した状態等の情報が利用者・関係者に十分に認知されていない

導入の目的

➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及

- 訪問介護⇔定期巡回の切り替えのハードルを下げることで、状態に合わせたプラン変更の提案がしやすい環境を整備する。
- サービスが切り替わっても同じ事業者が関わり続けることで、ケアの一貫性を担保する。
- 実際に定期巡回のサービスを、訪問介護事業者やケアマネジャーに「やってもらう」「使ってもらおう」ことで、サービスの特性や内容を知ってもらい、利用提案に活かしてもらう。

➤ 地域の訪問介護事業所による重度者への継続的な支援の実現

- 利用者の状態像に合わせた柔軟なサービスを訪問介護事業所が主体的に提供する選択肢を増やす。(訪問介護の制度上の制約・縛りの多さへの対応)

➤ ノウハウ蓄積による訪問介護事業所の定期巡回事業への参入促進

- サービスに実際に関わることによって定期巡回事業への理解を深めてもらい、訪問介護事業所の新規参入を促進する。

市の関与

- 業務委託指針の策定と参加事業所の公表
- 訪問介護事業所への周知・参加の呼びかけ
- 定期巡回事業者の連絡協議会と市の共催によるシンポジウムの開催・連携事例の発表
- 中重度者の在宅ケアを行うための人材育成・資格取得の支援（取組への参加事業所を対象とした喀たん吸引を始めとする研修受講支援 等）